

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成30年7月27日

八尾市監査委員	田	中	清
同	八	百	康
同	小	湊	雅
同	越	智	妙
同	重	松	恵美子

記

1 定期監査

政策企画部（秘書課、政策推進課、行政改革課）

2 監査の結果

別紙のとおり

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

4 その他

監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様  
八尾市議会議長 田中久夫様

八尾市監査委員 田中清  
同 八百康子  
同 小湊雅子  
同 越智妙子  
同 重松恵美子

## 定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

### 記

#### 1 監査の実施期間

平成30年4月3日から平成30年6月27日まで

#### 2 監査の対象部局

政策企画部（秘書課、政策推進課、行政改革課）

#### 3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 原則平成29年度の事務事業

（必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とした。）

#### 4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、その執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

#### 5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。改善等を要するものについては必要な措置を講ずるとともに、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。

また、地方自治法第199条第10項に基づく意見を付した事項については、今後の事務執行において検討されたい。

なお、改善等を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、遅滞なく通知されたい。

議会選出の監査委員については、平成30年5月17日以前は谷沢千賀子、大星なるみの両氏が監査を執行したことを申し添える。

## 【秘書課】

### 1 賞状交付に係る事務について

- (1) 実施団体の申請に基づき、文化・スポーツ振興等に寄与する公益的事業に対して賞状を交付しているが、その控えが保管されていないため内容を確認できないものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。
- (2) 賞状の交付申請事務において、新規交付と交付実績のある場合の取扱いが異なっているため、適切な事務処理の方法を検討すること。

## 【政策推進課】

### 1 契約事務について

- (1) 市と民間事業者等で締結された契約書において、貼付されている収入印紙の税額が不足しているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。
- (2) 契約書において、八尾市財務規則等に定められた記載事項がないものや引用条項が誤っているもの等が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
- (3) 業務委託契約において、伺書に添付されている契約書等の案文と契約書等とが異なっているものが見受けられたが、決裁後に変更を行う場合は再度決裁を得るなど適切な事務処理を行うこと。

### 2 業務委託の変更契約の締結について

八尾市シティプロモーション等推進支援業務委託契約において、当初契約の業務内容に新たな業務を追加し変更契約を締結しているが、伺書に記載された変更理由が不十分であるため、明確な根拠を記載するなど適切な事務処理を行うこと。

## 【行政改革課】

### 1 契約事務について

契約書において、八尾市財務規則等に定められた記載事項がないものや契約代金の支払を遅延した場合の遅延利息の率が適切でないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

### 2 会計事務について

コピーキット料の支払については、使用数量が確定する使用期間最終日に支出負担行為を行うよう定められているが、使用期間開始日に遡って支出負担行為を行っていたので、適正な事務処理に改めること。

### 3 八尾市社会保障・税番号制度推進本部会議について

組織の設置目的である円滑な導入と総合的な推進に係る執行機関の職員が構成員となっていないので、関係機関に対して情報提供や連絡調整等が適切に行われるよう検討すること。

## (情報システム室)

### 1 情報システム室の入退室等のセキュリティ管理について

執務室等の入退室管理、貸出用USBメモリの管理及び情報システム室の入札情報に関するホームページの公開において改善すべき点が見受けられたので、より適切な管理を行うこと。

### 2 八尾市IT推進本部について

組織の設置目的であるITの推進やセキュリティに係る執行機関の職員が構成員となっていないので、関係機関に対して情報提供や連絡調整等が適切に行われるよう検討すること。

### 3 契約事務について

- (1) 契約書において、八尾市財務規則等に定められた記載事項がないもの等が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
- (2) 業務委託契約において、伺書に添付されている契約書等の案文と契約書等とが異なっているものが見受けられたが、決裁後に変更を行う場合は再度決裁を得るなど適切な事務処理を行うこと。

### 【共通事務】

#### 1 文書事務について

伺書の作成及び收受文書等の取扱いについて、以下のような事例が見受けられたので、八尾市文書取扱規程等に基づき適正な事務処理を行うこと。

- ① 伺書本文において、記載内容が不十分なもの。
- ② 伺書等において、決裁区分が誤っているもの。
- ③ 伺書の情報提供実施確認者欄において、不必要な押印がされているもの等。
- ④ 発送文書について、文書番号が付されていないもの。
- ⑤ 收受文書について、受付処理が漏れているものや処理経過の記載がないもの。

## 【意見】

政策企画部は、政策の推進はもとより各種事務事業の総括など本市の基幹的役割を担いながらリーダーシップを発揮するとともに、庁内各部局からもその役割が期待されているが、本市の事務執行については従前から様々に検討がなされ、その都度取扱方針の策定や規程の整備が図られてきた。

この度の政策企画部の定期監査においては、事務執行過程における基礎的な事項について多くの指摘があった。具体的な事例として、契約書において八尾市財務規則に定められた事項が漏れていたことから、その執行に当たり法令等の趣旨、根拠の確認が十分にされていなかったのではないかと考えられる。

なお、他部局においても同様の事例が見られるが、これらの背景として、IT化による事務処理の効率化が図られたが、OJTなど組織内における人材育成の取組や決裁権者によるチェック等の事務執行に課題があると考えられる。

行政サービスの多様化やIT等の高度化等の環境が変化する中で、これまで以上に人材の育成と組織力の強化が必要であると考えられるため、より確実な事務執行と市民に信頼される行政運営を目指し、政策企画部各課がよりマネジメント力とリーダーシップを発揮し、関係所属と連携して現状と問題点等を検証し、必要な改善に努められることを望むものである。